

那覇市公報

第 1 7 2 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市税に関する申告期限等の延長について（納税課）…………… 784
- 那覇市第一牧志公設市場の使用者募集の一時停止について（なはまち振興課）
…………… 784
- 平成 30 年（2018 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 785

◇ 公 告 ◇

- 那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について（福祉政策課）…………… 785
- モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を
表示する図書の縦覧について（まちなみ整備課）…………… 788
- 那覇市役所本庁舎エネルギー管理支援事業者の募集について（管財課）…… 789
- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 794
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）… 802
- 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について
（文化振興課）…………… 804
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 806

◇ 農業委員会告示 ◇

- 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示…………… 807

告 示

那覇市告示第 174 号

平成 30 年 7 月 31 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の延長について

那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は那覇市税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。ただし、口座振替の方法により振り替える個人市民税及び固定資産税においては、この限りではない。

那覇市長 城 間 幹 子

都道府県	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

那覇市告示第 185 号

平成 30 年 8 月 1 日

掲 示 済

那覇市第一牧志公設市場の使用者募集の一時停止について

那覇市第一牧志公設市場の再整備に伴い、次のとおり市場の使用希望者の募集を一時停止する。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	停止年月日
所 在 地	
那覇市第一牧志公設市場	平成 30 年 9 月 1 日
那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号	

那覇市告示第 186 号

平成 30 年 8 月 2 日

掲 示 済

平成 30 年 (2018 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年 (2018 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 8 月 10 日 (金)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 30 年度那覇市一般会計補正予算 (第 3 号)
 - (2) 財産の取得について (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)
 - (3) 工事請負契約について (那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設 (仮称) 建設工事 (建築・外構))

公 告

那覇市公告第 202 号

平成 30 年 7 月 27 日

掲 示 済

那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について

平成 31 年 4 月 1 日からの那覇市総合福祉センターの指定管理を行う法人その他団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市総合福祉センター

(2) 位置 那覇市金城3丁目5番地4

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市総合福祉センター条例第3条(第2項を除く)に定めるもののほか、那覇市総合福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

4 応募資格

(1) 沖縄県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること。

(2) 条例第3条各項(第2項を除く)に規定するすべての事業(類似する事業を含む)について、沖縄県内において、実績を有すること。

※類似事業とは児童福祉法に定める事業のほか、地域等で行っている児童育成等の事業も含みます。

(3) 国税及び地方税の滞納が無いこと。

(4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 本指定管理に関する指定管理者選定委員会委員が応募しようとする団体の経営又は運営に関与していないこと。

(8) 本公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

(9) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

(10) 共同企業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の(2)から(7)の条件を満たしていること。応募の際に(共同企業体協定書)を提出すること。

「共同企業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 指定申請の方法

申請を希望する団体は、下表のとおり応募申請書類を提出してください。

指定管理応募申請書類一覧

	書類名	備考	指定様式	部数
1	那覇市総合福祉センター指定管理者指定申請書		様式1	1部
2	定款又は寄付行為			9部
3	登記事項に係る証明書			正本1部 写し8部
4	役員の名簿及び履歴書			9部

5	組織概要書		様式 2	9 部
6	主要事業実績		様式 3	9 部
7	団体の事業計画書	平成30年度		9 部
8	団体の収支予算書	平成30年度		9 部
9	団体の期末の財産目録及び収支決算書	平成29年度		2 部
10	指定管理「本業務」に係る事業計画書	次の施設ごと ・ 総合福祉センター ・ 金城児童館 ・ 金城老人憩の家	様式 4	9 部
11	指定管理「本業務」に係る収支予算書	次の施設ごとに2019年から 2023年の各年度ごと ・ 総合福祉センター ・ 金城児童館 ・ 金城老人憩の家	様式 5	9 部
12	応募資格要件に該当することの申立書		様式 6	9 部
13	自主事業に関する事業計画書	2019年から2023年の 5 年 分		9 部
14	自主事業に関する収支計算書	2019年から2023年の 5 年 分		9 部
15	納税証明書	・ 直近 3 ヶ年の国税・都道 府県税・市町村税の各納税 証明書 ・ 設立 1 年未満の法人の場 合は、代表者の直近 3 ヶ年 の国税・都道府県税・市町 村税の各納税証明書		1 部

6 募集要項配布期間

平成30年 7 月 27 日～平成30年 9 月 28 日まで（土日祝日を除く。）

7 質問書受付及び回答期間

①受付 平成30年 8 月 15 日～平成30年 8 月 21 日まで（土日祝日を除く。）

②回答 平成 30 年 8 月 28 日に那覇市福祉政策課ホームページにて公開します

8 公募説明会

平成 30 年 8 月 14 日 午前 10 時から正午まで

場所 那覇市総合福祉センター 2 階大会議室

説明会の参加及び施設の視察は、応募要件には該当しません。

9 申請書類の受付

平成30年 8 月 15 日～平成30年 8 月 21 日まで

（土・日・祝日及び平日の正午から午後 1 時を除く）

10 選定の方法

(1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうかを福祉政策課にて書類審査を行います。

(2) 選定

(1)の審査後、指定管理者予定候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会において、書類審査とプレゼンテーションによる審査を行います。

(3) 選定基準

選定委員会は次の基準を基本に公平かつ公正に審査し、選定します。

- ① 総合福祉センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が総合福祉センターの効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

11 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所2階
福祉部 福祉政策課 (米須)
電話：098-862-9002(直通) F A X：098-862-0383

那覇市公告第 203 号

平成 30 年 7 月 27 日

掲 示 済

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について

都市再開発法(昭和44年6月3日法律第38号)第50条の8第3項の規定に基づき、下記事業に係る図書を、同法第100条又は同法第125条の2第5項の公告の日まで、縦覧に供します。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 名 称：モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 2 図 書：施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 3 縦覧場所：那覇市まちなみ共創部まちなみ整備課
(那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎8階)
- 4 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝日を除く)

那覇市公告第 207 号

平成 30 年 8 月 1 日

掲 示 済

那覇市役所本庁舎エネルギー管理支援事業者の募集について

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市では、市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の省エネルギー化の推進による光熱費の効果的な削減及び環境負荷の低減を図るとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に対応するため、これを支援する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

記

1 事業概要

1) 事業名称：那覇市役所本庁舎エネルギー管理支援事業

2) 事業内容：

- ① 本庁舎のエネルギー診断業務を実施し、照明や空調などのエネルギー設備に対する利用効率の改善及び最適化を支援する。
- ② 本庁舎の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号）について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ③ 本庁舎の省エネ法第 14 条及び第 15 条に基づく経済産業省令で定める事項の主務大臣に対する報告について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ④ 実施場所の建築物に係る省エネ法第 75 条に基づく国土交通省令で定める事項の所管行政庁に対する届出等について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ⑤ 那覇市及び事業者は本施設の月毎のエネルギー使用量に基づいた基準値を定め、当該基準値に当月の単価調整を加味した実質光熱費と当月の実績値を比較し、その結果に応じて月毎に事業費を決定する。
- ⑥ 事業者は、自ら行った提案に基づき照明、空調などのエネルギー効率化を実施する機器等を設置する。
- ⑦ 事業者は那覇市に対し、設置機器代金、機器設置費用、メンテナンス費用及び修繕費用を含め、本事業に定める業務関し、上記⑤以外の事業費について一切の請求をしない。
- ⑧ 契約終了後、事業者の設置した機器等の所有権については、那覇市に帰属するものとする。

3) 事業期間及び契約制限額

①事業期間 : 契約書締結の翌日から平成 35 年 3 月 31 日まで。

②契 約 額 : 各年度の契約額は、エネルギー使用量に基づく削減額の 50% 以内で、かつ平成 30 年度は 2,310,000 円 (4,621,000 円/12 月×6 月) 以内、平成 31 年度から 34 年度までは総額 18,484,000 円以内。

4) 対象施設 : ① 建物名称 : 那覇市役所本庁舎

② 所 在 地 : 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)

③ 竣 工 : 平成 24 年 12 月 18 日

④ 建築規模 : 地下 2 階、地上 12 階、塔屋階

⑤ 延床面積 : 38714.53 m²

⑥ 開 庁 日 : 土・日曜日、祝日、慰霊の日 (6 月 23 日)、
年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

2 参加資格

本プロポーザルの応募者は、以下の全てに該当する必要があります。

1) 定款又は商業登記簿において、エネルギー管理システム業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。

2) 「省エネ法」に準ずる取り組みの支援及び照明や空調など全てのエネルギー設備に対する利用効率の改善および最適化の支援実績があること。

3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 条) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者でないこと (公告日の 3 月前から事業者決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること)。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配しているとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど事業者として不適当であると市長が認める者でないこと。また、業務の一部を再委託する場合又は事業に係る物品等を購入する場合の契約相手方についても同様であること。

6) 本募集要項公告の日から企画提案書提出日までの間において、当市から指名停止を受けている者でないこと。

7) 国税及び地方税、社会保険料の滞納がない者であること。

8) その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 選定方法

1) 書類審査

本プロポーザルでは、応募者より提出された企画提案書等を基に参加資格の要件を満たしているか否かの書類審査を行い、さらに書類審査をとった応募者はプレゼンテーションによる審査を行います。

※書類審査結果通知は、平成 30 年 8 月 23 日 (木) までに文書により通知します。

2) プレゼンテーション

書類審査をとった応募者に対しては、プレゼンテーションによる審査を行

います。プレゼンテーションは、説明 20 分、質疑応答 15 分程度を予定しています。プレゼンテーションの実施日は、以下のとおりとしますが、実施方法や時間等の詳細については、後日連絡します。

※プレゼンテーション実施日：平成 30 年 8 月 28 日（火）予定

3) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、庁内に設置された那覇市役所本庁舎エネルギー管理支援事業審査委員会が行います。

4) 審査方法

別表 1 に示す審査項目について、応募者の企業評価及び提案内容を総合的に勘案して評価を行い、優先交渉権者と次点交渉権者を選定します。

5) 審査結果の公表：平成 30 年 8 月 31 日（金）

※優先交渉権者名を那覇市役所ホームページにて公表します。

4. 応募方法

1) 募集要項の配布期間及び方法

平成 30 年 8 月 1 日（水）より、那覇市管財課窓口又は那覇市役所ホームページにてダウンロードする形で配布します。

2) 応募書類の提出期限及び方法

平成 30 年 8 月 1 日（水）から 8 月 20 日（月）午後 5 時 15 分までに事務局あて持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、一般書留、配達証明、配達日指定により提出してください。配達指定日は以下のとおりとします。

※郵送の場合の配達指定日：平成 30 年 8 月 20 日（月）

3) 質疑

事業内容及びプロポーザル実施に関する質問及び回答は、以下のとおりとします。

① 質問は、事務局あて電子メールにより行ってください。様式は自由とします。

② 質問の際は、質問者（担当者）の連絡先を明記してください。

③ 質問の受付期間は、平成 30 年 8 月 1 日（水）から平成 30 年 8 月 10 日（金）午後 5 時 15 分までとします。

④ 質問に対する回答は、平成 30 年 8 月 15 日（水）までに那覇市役所ホームページにて公表します。

4) 事業者による現場確認

事業者による現場確認を次のとおり実施します。詳細については、後日事業者と調整します。

※日時：平成 30 年 8 月 6 日（月）～8 月 7 日（火）の期間

5) 事務局

本プロポーザルの事務局は、次のとおりです。

那覇市 総務部 管財課

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 5 階

電 話：098-862-9904 F A X：098-862-9352

E-mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

5. 契約締結

- 1) 先に決定した優先交渉権者と本事業の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、契約を締結します。但し、協議が不調となった場合、当市は、次点交渉権者と契約締結交渉を行うことができるものとします。
- 2) 企画提案書の内容を逸脱して業務を行った場合又は提出書類に虚偽の記載を行った場合は、契約を締結せず、又は解除することがあります。

6. その他

- 1) 本プロポーザルの応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- 2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとします。但し、市が事業者選定の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとします。原則として提出書類の返却はしません。
- 3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとします。
- 4) 応募者が提出できる企画提案書は、1点のみとします。
- 5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。
- 6) 提出後においては、書類に記載された内容の変更を認めません。
- 7) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。
- 8) 本事業の実施については、当市と事業者の協議により内容の一部を変更する場合があります。
- 9) 事業者は、設備等設置に伴う行政財産の使用許可手続きを行います。但し、使用料の支払いは免除とします。

別表1 那覇市役所本庁舎エコチャージング管理支援事業提案審査基準表(案)

受付番号

審査員氏名 ()

評価項目		採点基準			点数	係数	合計 点数	評価点
環 境 的 評 価	1	エネルギー診断を適切に評価し、省エネ改善策を具体的に提示している						
	2	二酸化炭素排出量の記載及び抑制効果が高く、地球温暖化対策として効果がある						
経 済 的 評 価	3	平成29年度のエネルギー使用実績値を基準とした、成果目標となる契約期間の利益創出額（円）の提案						
技 術 的 評 価	4	技術提案に具体性・妥当性がある						
	5	提案による工事施工、運転・維持管理が既存施設の運営・業務に支障を与えない						
	6	維持管理、計測・検証及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性がある						
	7	提案の安全性、信頼性、故障時の緊急時対応策が明確である						
	8	契約終了後、那覇市が独自に維持管理する場合の将来的な管理負担度について						
	9	優れた品質管理を行い、優良なエコチャージングサービスの提供ができる信頼性がある						
総 合 的 評 価	10	提案者の経営状況や実績が信頼できる						
	11	定期報告書、中期計画書、管理標準書の作成など「省エネ法」への対応について						
	12	創意工夫（実現性のある優れた提案など）について						
	13	地元企業の活用について						

那覇市公告第 219 号
平成 30 年 8 月 3 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年6月29日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部こどもみらい課	電話	861-6903
個人情報管理責任者	こどもみらい課長		
業 務 の 名 称	子育て世代包括支援センター（利用者支援基本型）運営事業		
業 務 の 目 的	妊娠期から子育て期にわたるまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援する。相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、地域保健課をはじめとする関係機関との連携により、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援する。		
個人情報の対象者	子育て相談を目的に窓口に来た市民及び健康部地域保健課の職員		
業務の開始年月日	平成30年 7 月 2日		
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☒ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()			
上記事項を取扱う理由			
相談者の興味関心を把握する必要があるため。			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()		
本人への通知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

届出担当部課	学校教育部 学務課		電話 917-3505
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	年 月 日
業務の名称及び 開始年月日	教科書無料配布		年 月 日
廃止又は変更の 理由	収集する情報の申請がされていなかったため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
		個人情報の記録の内容 「国籍」追加	
備考	記録内容の変更時期については不明		

796

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30 年 7 月 20 日

那霸市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学務課		電話 917-3505
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	年 月 日
業務の名称及び 開始年月日	就学 年 月 日		
廃止又は変更の 理由	収集する情報の申請がされていなかったため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
		個人情報の記録の内容 「国籍」追加	
備考	記録内容の変更時期については不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年 7 月 27 日

那覇市長 様

議長 翁長 俊英

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	議会事務局 議事管理課 電話 (内線2649)		
個人情報管理責任者	議会事務局 議事管理課長		
業 務 の 名 称	請願又は陳情業務		
業 務 の 目 的	那覇市議会会議規則又は那覇市議会における陳情書の取扱い要綱の規定に基づき議会事務局において請願書又は陳情書を受理し、議会又は委員会において請願又は陳情を審査する。		
個人情報の対象者	請願又は陳情を行おうとする者並びに参考人		
業務の開始年月日	平成4年以前から		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
		心 身	その他
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(請願又は陳情の申請時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年8月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 特定健診課	電話862-0564		
個人情報管理責任者	特定健診課長			
業 務 の 名 称	那覇市慢性腎臓病 (CKD) 病診連携推進会議			
業 務 の 目 的	本市の慢性腎臓病 (以下「CKD」という) 対策を推進し、CKD病診連携システムの構築及び円滑なシステム運用を図ることを目的とする。			
個人情報の対象者	会議委員			
業務の開始年月日	平成27年10月7日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(謝礼金支払時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年8月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 特定健診課			電話862-0564
個人情報管理責任者	特定健診課長			
業 務 の 名 称	保健事業地域活動栄養士業務委託			
業 務 の 目 的	保健指導等の保健事業を地域活動栄養士に委託し、業務の効率化を図ることを目的とする。			
個人情報の対象者	地域活動栄養士			
業務の開始年月日	平成20年			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ その 他 (職務経歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身		その他	
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(採用時、謝礼金支払時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年8月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 特定健診課			電話862-0564
個人情報管理責任者	特定健診課長			
業 務 の 名 称	保健指導に関する講演会等業務			
業 務 の 目 的	保健指導に関する講演会等の講師を医師等へ依頼し、市民への健康に関する知識の普及啓発やスタッフの力量形成を図る。			
個人情報の対象者	講演会等講師			
業務の開始年月日	平成21年11月25日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(謝礼金支払時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 220 号

平成 30 年 8 月 3 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年7月26日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	選挙管理委員会事務局
業 務 の 名 称	H30年10月21日那覇市長選挙、H30年11月18日沖縄県知事選挙の入場券ハガキの送付		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年年7月26日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者のリスト		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1項による) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	H30年10月21日那覇市長選挙、H30年11月18日沖縄県知事選挙に伴い、10月～11月頃に有権者に対して入場券ハガキを送付する。その際、視覚障害者の方については、入場券ハガキに点字シールを貼付後送付するため。 ○根拠条文 公職選挙法第47条 公職選挙法施行令第31条 身体障害者福祉法第14条の2		
届 出 担 当 部 課	障がい福祉課 862-3275 (担当: 給付1グループ)		

那覇市公告第 238 号

平成 30 年 8 月 15 日

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について

那覇市パレット市民劇場条例第 20 条及び、那覇市民ギャラリー条例第 18 条の規定により、平成 31 年 4 月から那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称	那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー
位 置	那覇市パレット市民劇場： 那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号 パレットくもじビル 9 階
	那覇市民ギャラリー： 那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号 パレットくもじビル 6 階

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

(1) 資格

応募者は、指定期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体（以下、「法人等という。」）で、次の事項に該当するものとします。個人での応募はできません。

①法人等が単独で応募する場合

ア 市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人等で主たる事務所を市内に有するもの。

イ 単独で応募している法人等は、共同事業体の構成員又は代表団体にはなれません。

②共同事業体での応募の場合

ア 代表者：市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人等で主たる事務所を市内に有するもの。

構成員：県内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人等で主たる事務所を県内に有するもの。

イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同事業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 同一の法人等が、異なる複数の共同事業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募をすることができません。これらの団体が行った応募は無効とします。共同事業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同事業体が行った応募は無効とします。

ア 沖縄県内に事業所又は事務所を有しない法人等。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等。

ウ 応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の法人等。

オ 直近 2 年間の国税、県民税及び市町村税を滞納している法人等。

カ 当該指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

ク 直近 1 年間の間に、本市の指定管理者の指定の取消を受けたことのある法人等。

ケ 指定管理者の選定に関して、自己の有利を図る目的のため、審議会の構成員及び職員への接触等の働きかけを行った事実が確認された法人等。

5 申請の方法

(1) 提出書類

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項のとおり。

(2) 募集要項等の配布

募集要項及び関係書類については、那覇市文化振興課ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 応募書類提出場所

那覇市 市民文化部 文化振興課

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（那覇市役所内 9 階）

6 申請を受付けする期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 10 月 16 日（火）まで

土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時までを除く） 郵送、FAX による提出はできません。

7 応募者説明会及び施設見学会

指定管理者応募に係る説明会及び施設見学会を以下のとおり行います。

(1) 劇場等の指定管理者応募に係る説明会と施設見学会

日時：平成 30 年 9 月 5 日 (水)

午後 2 時 30 分開始 (1 時間程度を予定)

場所：那覇市パレット市民劇場会議室 (パレットくもじ 9 階)

説明会終了後、施設見学会を開催します。

(2) その他

ア 参加者は 1 団体 3 名までとさせていただきます。

イ 募集要項及び仕様書等は、必要に応じて各自で準備してください。

ウ 事前現場説明会への参加は応募要件ではありません。

8 問い合わせ先

那覇市 市民文化部 文化振興課

住所 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (那覇市役所内 9 階)

電話 098-917-5082 FAX 098-917-5092

E-mail c-bunka001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 239 号

平成 30 年 8 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1 開発許可年月日、番号及び指令番号

平成 28 年 9 月 5 日 第 H28-06 号 那覇市指令都建第 1837 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

那覇市首里石嶺町四丁目 322 番 1 他 5 筆

3 公共施設

道路

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那覇市首里石嶺町四丁目 322 番地 3

高原 文子

5 検査済証番号

平成 30 年 7 月 23 日 那ま建指第 137 号

6 工事完了年月日

平成 30 年 6 月 22 日

農業委員会告示

那 覇 市 農 業 委 員 会 告 示 第 1 号
平 成 3 0 年 7 月 2 3 日
掲 示 済

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示をつぎのように定める。

那覇市農業委員会会長 新垣 次夫

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年農業委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第6条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略]	第6条 [略] (1)～(10) [略]
(11) <u>農業経営の合理化及び利用関係についてのあつせん、争議の防止及び農地事情の改善</u> に関すること。 (12) <u>次に掲げる事項について農業委員会が行う建議答申に関すること。</u> <u>農業の総合計画の樹立及び実施に関する事項</u> (13) <u>農業に関する調査研究及び普及事業</u> に関すること。 (14) [略]	(11) 農業経営の合理化に関すること。 (12) <u>農地等の利用の最適化の推進に関すること。</u> (13) <u>農業一般に関する調査及び情報の提供</u> に関すること。 (14) [略]
第8条 次に掲げる事項は、事務局長において専決処理することができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>法第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号</u> の届出の受理又は不受理の決定。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ア～ウ [略] (6)～(7) [略]	第8条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号</u> の届出の受理又は不受理の決定。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ア～ウ [略] (6)～(7) [略]
2 [略]	2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、平成30年7月23日から施行する。